

新旧対照表(案)

改正後	現行
<p style="text-align: center;">次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて</p> <p>標記については、従来から、社会福祉施設等施設整備費で老朽化した児童福祉施設等の改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等を進めてきたところであるが、今般、この取扱いについては、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」によるもののほか、次によることとし、平成20年4月1日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取扱いについて遺憾なきを期されたい。</p> <p>なお、平成19年7月26日雇児発第0726005号「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」は廃止する。</p> <p>おって、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p>1 対象事業 (略)</p> <p>2 交付金の対象基準</p> <p>(1) 原則として、1施設の対象経費の実支出額を2,000で除して得た交付基礎点数が次により算出された交付基礎点数以上(ただし、1の(6)の事業については、特殊附帯工事費交付金実施要綱3に定める交付基礎点数以内)のものであり、かつ、これにより算出された交付基礎点数が5,000点以上のものとする(ただし、入所施設以外の施設については、2,500点以上のものとする。)</p> <p>(略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて</p> <p>標記については、従来から、社会福祉施設等施設整備費で老朽化した児童福祉施設等の改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等を進めてきたところであるが、今般、この取扱いについては、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」によるもののほか、次によることとし、平成20年4月1日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取扱いについて遺憾なきを期されたい。</p> <p>なお、平成19年7月26日雇児発第0726005号「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」は廃止する。</p> <p>おって、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p>1 対象事業 (略)</p> <p>2 交付金の対象基準</p> <p>(1) 原則として、1施設の対象経費の実支出額を2,000で除して得た交付基礎点数が次により算出された交付基礎点数以上(ただし、1の(6)の事業については、特殊附帯工事費交付金実施要綱に基づき、交付基礎点数6,360点以内)のものであり、かつ、これにより算出された交付基礎点数が5,000点以上のものとする(ただし、入所施設以外の施設については、2,500点以上のものとする。)</p> <p>(略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">次世代育成支援対策施設整備交付金における スプリンクラー設備等の取扱いについて</p> <p>標記の交付金の交付については、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」により行うこととされているが、その取扱いに当たっては次によることとし、平成20年4月1日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p> <p>なお、平成19年7月26日雇児発第0726006号「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」は廃止する。</p> <p>おって、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p>第1 スプリンクラー設備 1～4 (略)</p> <p>5 その他 (1) (略) (2) スプリンクラー設備の代替えとしての性格を有するパッケージ型自動消火設備においても同様の取扱いとすること。 ただし、次の条件のいずれかを満たす場合についてのみ認められるものであること。 ア～エ (略)</p> <p>第2 屋内消火栓設備 1～2 (略)</p> <p>3 交付基準 (1) (略) (2) パッケージ型消火栓設備を設置する場合 交付基礎点数 当該設備を設置する個数に194点以内を乗じたもの</p> <p>4～5 (略)</p>	<p style="text-align: center;">次世代育成支援対策施設整備交付金における スプリンクラー設備等の取扱いについて</p> <p>標記の交付金の交付については、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」により行うこととされているが、その取扱いに当たっては次によることとし、平成20年4月1日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p> <p>なお、平成19年7月26日雇児発第0726006号「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」は廃止する。</p> <p>おって、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p>第1 スプリンクラー設備 1～4 (略)</p> <p>5 その他 (1) (略) (2) スプリンクラー設備の代替えとしての性格を有するパッケージ型屋内消火栓設備においても同様の取扱いとすること。 ただし、次の条件のいずれかを満たす場合についてのみ認められるものであること。 ア～エ (略)</p> <p>第2 屋内消火栓設備 1～2 (略)</p> <p>3 交付基準 (1) (略) (2) パッケージ型屋内消火栓設備を設置する場合 交付基礎点数 当該設備を設置する個数に194点以内を乗じたもの</p> <p>4～5 (略)</p>

新旧対照表(案)

改正後	現行
<p>次世代育成支援対策施設整備交付金における 特殊附帯工事の取扱いについて</p> <p>標記の交付金の交付については、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行うこととされているが、その取扱いに当たっては別紙のとおり「次世代育成支援対策施設整備(特殊附帯工事費)交付金実施要綱」を定め実施することとし、平成20年4月1日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p> <p>なお、平成19年7月26日雇児発第0726007号「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」は廃止する。</p> <p>おって、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p>	<p>次世代育成支援対策施設整備交付金における 特殊附帯工事の取扱いについて</p> <p>標記の交付金の交付については、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行うこととされているが、その取扱いに当たっては別紙のとおり「次世代育成支援対策施設整備(特殊附帯工事費)交付金実施要綱」を定め実施することとし、平成20年4月1日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p> <p>なお、平成19年7月26日雇児発第0726007号「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」は廃止する。</p> <p>おって、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p>
<p>別紙</p> <p>次世代育成支援対策施設整備(特殊附帯工事費) 交付金実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象事業</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消融雪設備整備</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 対象施設</p> <p>交付要綱の別表1-1に定める特別豪雪地域に所在する<u>交付要綱の4</u>に掲げる施設であって、消融雪設備の整備が特に必要と認められる施設</p> <p>ウ (略)</p> <p>3 交付基準</p> <p>交付基礎点数<u>6,470</u>点を交付基準とする。</p> <p>ただし、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条に規定する沖縄振興計画(以下「沖縄振興計画」という。)に基づく事業として行う場合には別表の1に掲げる交付基礎点数、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条に規定する公害防止対策事業(以下「公害防止対策事業」という。)として行う場合には別表の2に掲げる交付基礎点数、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画(以</p>	<p>別紙</p> <p>次世代育成支援対策施設整備(特殊附帯工事費) 交付金実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象事業</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消融雪設備整備</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 対象施設</p> <p>交付要綱の別表1-1に定める特別豪雪地域に所在する<u>同別表1-1</u>に掲げる施設であって、消融雪設備の整備が特に必要と認められる施設</p> <p>ウ (略)</p> <p>3 交付基準</p> <p>(1) 1施設ごとの(1)から(2)に係る対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(2) (1)により選定された額を<u>2,000</u>で除したものと、交付基礎点数<u>6,360</u>点とを比較して少ない方を交付基準とする。</p> <p>ただし、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条に規定する沖縄振興計画(以下「沖縄振興計画」という。)に基づく事業として行う場合には別表の1に掲げる交付基礎点数と、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関</p>

下「地震対策緊急整備事業計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画(以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表の3に掲げる交付基礎点数を交付金基準とする。

なお、前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を交付基準とする。

別表

1 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合

施設の種類	交付基礎点数
乳児院	9,060
助産施設、母子生活支援施設	10,190

2 公害防止対策事業として行う場合

施設の種類	交付基礎点数
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	7,110

3 地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合

施設の種類	交付基礎点数
乳児院、情緒障害児短期治療施設	8,620

する法律(昭和46年法律第70号)第2条に規定する公害防止対策事業(以下「公害防止対策事業」という。)として行う場合には別表の2に掲げる交付基礎点数と、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画(以下「地震対策緊急整備事業計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画(以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表の3に掲げる交付基礎点数とを比較して少ない方を交付金基準とする。

なお、前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数とを比較して少ない方を交付基準とする。

別表

1 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合

施設の種類	交付基礎点数
乳児院	8,900
助産施設、母子生活支援施設、保育所	10,010

2 公害防止対策事業として行う場合

施設の種類	交付基礎点数
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	6,990

3 地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合

施設の種類	交付基礎点数
乳児院、情緒障害児短期治療施設	8,470

改正後	現行
<p>次世代育成支援対策施設整備交付金における解体撤去工事費及び仮施設整備工事費の取扱いについて</p> <p>次世代育成支援対策施設整備交付金の交付については、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行うこととされているが、標記の取扱いに当たっては、別紙のとおり「次世代育成支援対策施設整備(解体撤去工事費・仮施設整備工事費)交付金実施要綱」を定め、平成20年4月1日から適用することとしたので、了知の上、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p> <p>なお、平成19年7月26日雇児発第0726010号「次世代育成支援対策施設整備交付金における解体撤去工事費及び仮施設整備工事費の取扱いについて」は廃止する。</p> <p>おって、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p>別紙 次世代育成支援対策施設整備(解体撤去工事費・仮施設整備工事費)交付金実施要綱</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 仮施設整備工事費 (1)及び(2) (略)</p> <p>(3)交付基準額の算定 ① ②に掲げる施設以外の施設 ア～エ (略) オ <u>豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記に定める方法により算定されたものに対して0.08を乗じて得たものを加算する。</u></p> <p>② (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>次世代育成支援対策施設整備交付金における解体撤去工事費及び仮施設整備工事費の取扱いについて</p> <p>次世代育成支援対策施設整備交付金の交付については、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行うこととされているが、標記の取扱いに当たっては、別紙のとおり「次世代育成支援対策施設整備(解体撤去工事費・仮施設整備工事費)交付金実施要綱」を定め、平成20年4月1日から適用することとしたので、了知の上、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p> <p>なお、平成19年7月26日雇児発第0726010号「次世代育成支援対策施設整備交付金における解体撤去工事費及び仮施設整備工事費の取扱いについて」は廃止する。</p> <p>おって、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p>別紙 次世代育成支援対策施設整備(解体撤去工事費・仮施設整備工事費)交付金実施要綱</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 仮施設整備工事費 (1)及び(2) (略)</p> <p>(3)交付基準額の算定 ① ②に掲げる施設以外の施設 ア～エ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(4) (略)</p>